



大鰐町子育て短期支援事業(ショートステイ利用)について

子育て短期支援事業は、保護者の病気やケガ、育児疲れや育児不安などで家庭での養育が困難な場合、一時的にお子さまを預けることができる事業です。また、育児に関する相談や、育児疲れによる休養を目的とした保護者の利用も可能です。

1 対象者

大鰐町に住所を有する未就学の児童及び、その保護者であって、次の理由により家庭での養育が一時的に困難になる方。(保護者のみの利用はできません)

- ア 児童の保護者の疾病
- イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- ウ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- エ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- オ 経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合

2 利用期間

7日(6泊7日)以内

3 利用施設

弘前乳児院(弘前市大字品川町152番地)

電話: 0172-35-2155

4 利用料

	利用料	食費
児童1人につき 1日あたり	500円	無料 (朝食・昼食・夕食提供可)
保護者1人につき 1日あたり	500円	1食300円 (昼食・夕食のみ提供可)

※1日当たりとは、0時から24時までの24時間です。

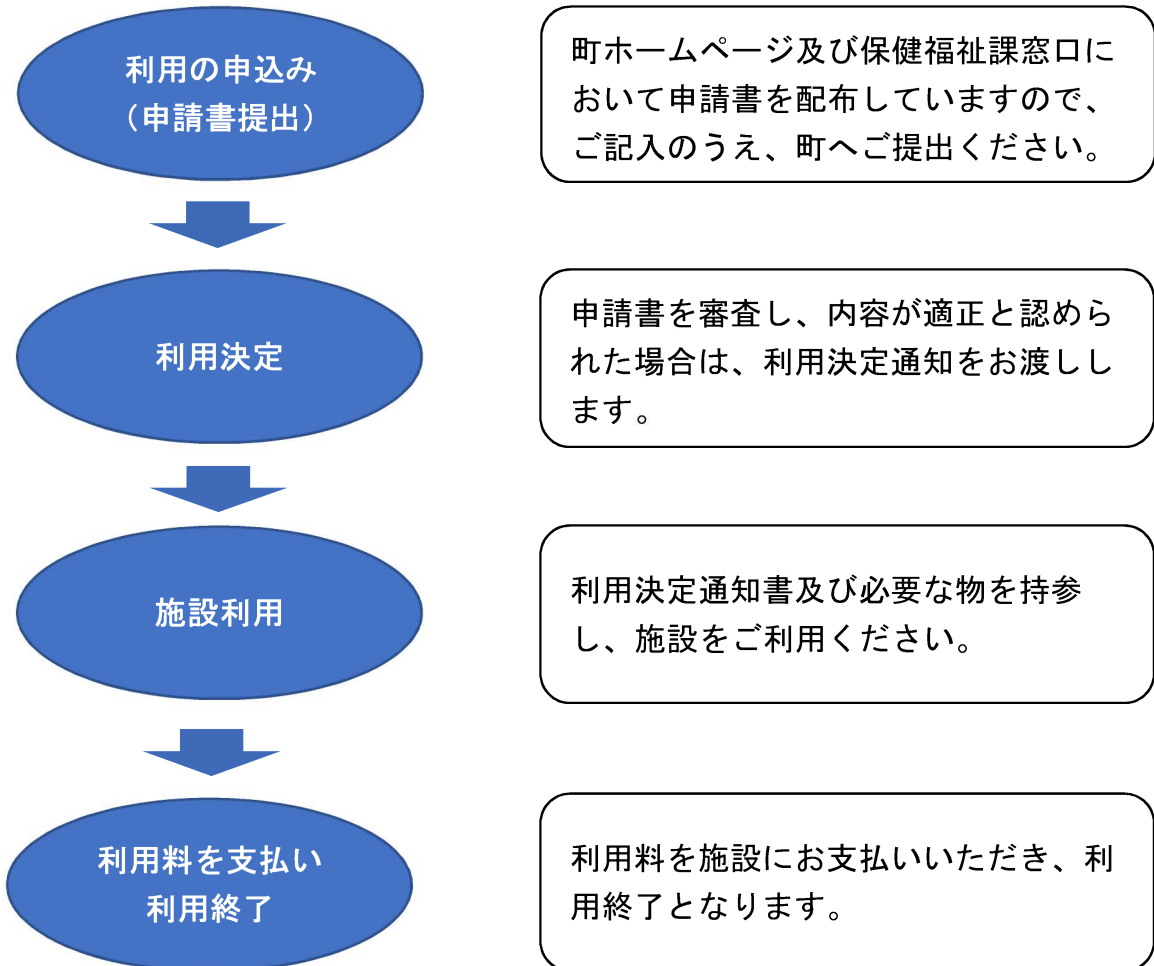
※保護者の食事の提供は、前日までに申出が必要です。

※利用期間中にやむを得ず要した医療費、移送費等については、実費負担となります。

5 必要な持ち物

母子健康手帳、健康保険証、着替えなど利用中に必要なもの

ご利用の流れ



※施設を利用する1週間前までに利用申請を行ってください。緊急を要する場合は、例外となり、直接、弘前乳児院へご連絡ください。

※児童の送迎は原則、保護者に行ってもらいます。送迎が困難な場合は、弘前乳児院へご相談ください。

お問い合わせ先
大鰐町保健福祉課 福祉係
電話：0172-55-6568

